

鹿児島県伊佐市

人権教育・啓発基本計画（案）



伊佐市人権尊重のまち宣言

すべての人は、生まれながらにして自由・平等であり、人間として尊ばれ、人間として幸せに生きる権利を有しています。

これらの権利は、日本国憲法において基本的人権として保障されています。

私たち伊佐市民は、心をひとつにして基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい伊佐市を実現するため、ここに「人権尊重のまち」を宣言します。

平成22年7月1日制定

伊 佐 市

平成24年3月

伊 佐 市

はじめに

本市は、平成20年（2008年）11月1日、大口市と菱刈町が合併し伊佐市になりました。

今後、10年間の伊佐市の進むべき方向を示し、第1次伊佐市総合振興計画のまちづくりの目標将来像である、「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷」～交流と協働で創る風味あるまち・むら文化～を掲げ、各施策や事業を積極的に実施して参ります。

人権問題の施策につきましては、総合振興計画の一つの施策である「人々が尊重しあう地域社会の実現」の中で「人権の尊重」を掲げ、このたび、広く市民の皆様の意見を取り入れながらこれからの人権教育・啓発の指針となる「伊佐市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。今後は、この「基本計画」に基づき、市をあげてより一層、人権施策を総合的に推進していこうと考えております。

21世紀は“人権の世紀”と言われていますが、これまでの、人権教育・啓発活動につきましては、旧菱刈町では県内の自治体で最も早く、平成7年9月29日に「人権尊重のまち宣言」を制定し、旧大口市においても平成9年4月1日に「大口市人権擁護推進のまち宣言」を制定しており、先進的に進めてまいりました。

すべての人は、生まれながらにして自由・平等であり、人間として尊ばれ、人間として幸せに生きる権利を有しています。

これらの権利は、日本国憲法において基本的人権として保障されています。

しかし、私たちは、知らず知らずのうちに、人を差別し、人権を侵害していることがあり、現実には、自分には何の責任もないのに、様々な要因により、いわれのない差別を受け、幸せに生きたいという願いが踏みにじられている人々がいます。

私たちは、心をひとつにして、あらゆる差別をなくし、みんなの人権が保障される“明るく、住みよいまち”を実現するために行動していかなければなりません。

このような人権を取り巻く情勢を変えていくために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体にも人権教育及び人権啓発に関する施策の策定・実施の責務が定められました。

本市におきましても、「伊佐市人権教育・啓発基本計画」に則り、学校、職場、家庭、地域など、私たちのまわりで起きているさまざまな人権問題の解決に向けた取組みを推進してまいります。

市民一人ひとりが人権問題に対する正しい知識を身につけ、すべての人の人権が尊重される住みよいまちづくりを目指して共に進んでいきましょう。

平成24年3月

伊佐市長 隈 元 新

目 次

第1章	はじめに	1
1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画策定の背景	2
3	基本計画の基本理念と目標	5
4	基本計画の位置付け	6
第2章	人権教育・啓発の推進	7
1	保育所（園）・幼稚園	7
2	学校	8
3	地域社会	8
4	家庭	9
5	企業・職場	10
6	人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	11
第3章	分野別施策の推進	14
1	女性の人権問題	14
2	子どもの人権問題	16
3	高齢者の人権問題	17
4	障がいのある人の人権問題	18
5	同和問題	20
6	外国人の人権問題	21
7	HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題	22
8	様々な人権問題	24
第4章	計画の推進	26
1	推進体制	26
2	指導者の育成	26
3	人権教育・啓発資料等の整備	26
4	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	26
5	県、近隣市町村、関係団体等との連携	27
6	基本計画の進行管理と見直し	27
	用語解説	28
	世界人権宣言	36
	日本国憲法（抜粋）	41
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
	伊佐市人権擁護に関する条例	45
	伊佐市人権擁護推進協議会規則	46

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

【合併直前から伊佐市誕生直後のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
平成7年9月29日(1995年)	「人権尊重のまち宣言」制定	菱刈町
平成9年4月1日(1997年)	「大口市人権擁護推進のまち宣言」制定	大口市
平成20年11月1日(2008年)	伊佐市誕生(大口市・菱刈町合併)	
平成22年7月1日(2010年)	「伊佐市人権尊重のまち宣言」制定	

本市では、合併前からこれまで、県内でいち早く「人権尊重のまち・人権擁護推進のまち宣言」を制定するなど、人権教育・啓発活動を重要施策として位置付け、様々な活動が行われてきました。

また、伊佐市が誕生してからも、「伊佐市人権尊重のまち宣言」を制定し、差別のない明るい社会の構築を目指すための決意を表明しています。

このようなことから、これまでの活動や経験を活かし、市民一人ひとりに人権尊重の大切さを浸透させるために、更に人権教育・啓発活動を強化するため取組みが必要です。

人権教育・啓発施策については、「[※]人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策についての責務を定め、単に行事を消化することで満足せず、継続的に長期的に真剣に学ぶ考えを持ち、あらゆる差別の根絶に向けた活動を推進するなど、より一層の取組みが求められています。

これまで、人権教育・啓発施策の推進に努めてきた結果、以前より人権に対する市民の意識は高まってきているものの、依然として、同和問題や高齢者、子どもに関する人権問題などが存在しています。

また、近年、インターネット等による新たな人権侵害なども多く発生しているほか、[※]犯罪被害者やH I V (エイチ・アイ・ブイ) 感染者・ハンセン病患者等をめぐる人権に対する関心の高まりなど様々な状況の変化がおきており、これらの課題にも適切に対応する必要があります。

その他、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になった「北朝鮮拉致被害者」に対する人権侵害も正しく認識していく必要があります。

人権教育・啓発施策を総合的かつ効率的に推進するために、国が示した「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の行動計画の成果等を踏まえるとともに、「伊佐市人権擁護に関する条例」に基づき独自の行動指針を作成し、市民の人権意識の高揚とともに差別のない明るい社会に向け、人権教育の積極的な推進を図る「伊佐市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

2 基本計画策定の背景

(1) 人権尊重の国際的な流れ

人権尊重の国際的潮流として、下記年表のような様々な取組みにもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的加害に起因する地域紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な人権問題が続いているとともに、21世紀に入った現在においても、なお、世界の各地で人権が侵害され、生命の危険にさらされている現状があります。

国連行動計画の取組みにより、人権教育・啓発の方向がつくられ、各国においても国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組みが推進されてきました。

【人権尊重のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 20 年 10 月 (1945 年)	「国際連合」設立	
昭和 23 年 12 月 (1948 年)	「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「 [※] 世界人権宣言」採択	国際連合第 3 回総会
昭和 29 年 (1954 年)	「難民の地位に関する条約」採択	国際連合
昭和 40 年 (1965 年)	「人種差別撤廃条約」採択	国際連合
昭和 41 年 12 月 (1966 年)	「 [※] 国際人権規約」採択 (「国際連合」は「世界人権宣言」の精神を実現するため法的拘束力を持たせて国際的な人権保障の実効性を高めるため)	国際連合第 21 回総会
昭和 54 年 (1979 年)	「女子差別撤廃条約」採択	国際連合
平成元年 (1989 年)	「児童の権利に関する条約」採択	国際連合
※ 「 [※] 国際婦人年」「 [※] 国際児童年」「 [※] 国際障害者年」「 [※] 国際識字年」「国連婦人の 10 年」「国際障害者の 10 年」テーマ別の国際年を定めるなど、重要な人権課題についての取組を進める。		国際連合
平成 5 年 6 月 (1993 年)	第 2 回世界人権会議 (ウィーン) 「 [※] ウィーン宣言及び行動計画」採択	「 [※] 人権教育のための国連 10 年」の必要性を提起
平成 6 年 12 月 (1994 年)	「人権教育のための国連 10 年」宣言 平成 7 年 (1995 年)～平成 16 年 (2004 年) 「人権教育のための国連 10 年行動計画」採択	国際連合第 49 回総会
平成 16 年 12 月 (2004 年)	「 [※] 人権教育のための世界プログラム」採択	平成 17 年 (2005 年) 開始

(2) 国・県のうごき

日本国憲法の基本原理は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」であり、この憲法が保証する基本的人権の確立とその擁護を図るため、「教育基本法」「障害者基本法」「高齢社会対策基本法」「男女共同参画社会基本法」などの法律が制定されるとともに、各施策が実施されてきました。

また、人権尊重の流れが国際的に進んでいく中で、国際社会での役割を果たすため、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、基本的人権の尊重と人権思想の普及に向けた取組みを進めてきました。

国際社会や日本国内の人権問題が進展していく中で、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、その後『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（国内行動計画）が策定されました。

この国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の基本原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的にあらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的としています。

国は人権教育を推進するに当たっては、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事するものに対する取組みを強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、^{*}HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこと」としています。

また、わが国固有の人権問題である「同和問題」の早期解決に向けた方策の基本的なあり方について検討した「地方改善対策協議会」は、意見具申において、差別意識の解消を図るに当たっては、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである。」と提言しました。

このような流れの中で、「^{*}人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置されました。この審議会では、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官から諮問された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（諮問第1号）の調査審議が行われ、答申が出されました。これを受け、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な施策の措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としており、同法第7条の規定に基づいて、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

また、「人権擁護推進審議会」は、法務大臣から諮問された「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」（諮問第2号）を調査審議し、答申を出しました。この答申では、人権侵害の被害者の救済に関する施策をより充実させるという観点から、「簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した人権救済制度を整備する」ことが必要であり、実効性が高く、強制

力と政府からの独立性を有する「人権救済機関」の整備を提言しました。続いて諮問第2号に対する追加答申である「^{*}人権擁護委員制度の改革について」を法務大臣に提出しました。

このようなことを受け、国は人権救済及び人権啓発の措置を講ずることにより、人権擁護の施策を総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする「人権擁護法案」を閣議決定し、国会に上程しましたが、衆議院解散により自然廃案となりました。そこで、法務省では、答申の趣旨を踏まえ、現行制度の枠内において可能な範囲で、被害者に対する実効的な救済を実現できるよう「人権侵犯事件調査処理規程」を改正しました。

【国のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 22 年 (1947 年)	「日本国憲法」施行	
平成 7 年 12 月 (1995 年)	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	すべての人民・国が達成すべき共通の基準
平成 8 年 5 月 (1996 年)	「地方改善対策協議会」意見具申	
平成 9 年 3 月 (1997 年)	「人権擁護施策推進法」・「人権擁護推進審議会」設置	5 年間の時限法
平成 9 年 7 月 (1997 年)	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定	
平成 11 年 7 月 (1999 年)	「人権擁護推進審議会」(諮問第 1 号) 調査審議による答申	
平成 12 年 12 月 (2000 年)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」施行	
平成 13 年 5 月 (2001 年)	「人権擁護推進審議会」(諮問第 2 号) 調査審議による答申	
平成 13 年 12 月 (2001 年)	「人権擁護推進審議会」(諮問第 2 号) 調査審議による追加答申	「人権擁護委員制度の改革について」
平成 14 年 3 月 (2002 年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	
平成 14 年 3 月 (2002 年)	「人権擁護法案」閣議決定	平成 15 年 10 月 (2003 年) 衆議院解散により廃案

鹿児島県においては、県議会の中で、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、県内 16 市町で人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点からとられる活動や差別、偏見のない「まちづくり」の気運が高まりつつあります。

また、国連が提唱した「人権教育のための国連 10 年」を推進するため、鹿児島県行動計画を策定しました。

この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のため、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組みが積極的に進められてきました。

その結果、平成15年の県民意識調査においては、「10年前と比べ、相手の立場を考え、他人を思いやるようになった（「どちらかといえばそう思う」を含む）」と回答した人が70%を超えるなど、「人権に対する県民の意識は高まってきています。さらに、鹿児島県行動計画の内容を充実・発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定され、人権教育・啓発施策の効果的かつ総合的な推進が図られています。

【県のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
平成10年12月(1998年)	「人権宣言に関する決議」採択	県議会
平成11年3月(1999年)	「鹿児島県行動計画」策定	
平成15年9月(2003年)	「県民意識調査」実施	
平成16年(2004年)	県内16市町で「人権宣言」採択	3月末現在
平成16年12月(2004年)	「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」策定	

3 基本計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

人権とは、人間の尊厳について、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。

すべての人が、人権を享有し、市民相互の間において共に尊重されることは、平和で、自由で、活力に満ちた、豊かな社会をつくるための基礎をなすものであり、市民一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会の必須条件です。

しかし、現実には、人々の自由、生存、幸福追求の権利、すなわち人権が侵害される場合があり、普段何気なく過ごしている日常生活の中にも、人権という視点から眺めてみると、様々な問題が生じています。

このようなことから、人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、企業・団体等、あらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本計画の理念とします。

(2) 目標

伊佐市総合振興計画では、「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷 ～交流と協働で創る 風味あるまち・むら文化～」を将来像として掲げ、「人々が尊重しあう地域社会の実現」を施策の一つに位置付けています。

また、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、日常生活の様々な場面で実践に結びつけることを目標として、平成22年7月に「伊佐市人権尊重のまち宣言」を制定し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい伊佐市を実現するため、差別のない明るい社会「人権尊重のまち」を構築することを目標とします。

(3) 人権教育・啓発について

伊佐市人権教育・啓発基本計画においては、人権教育について、国連の定義を引

用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

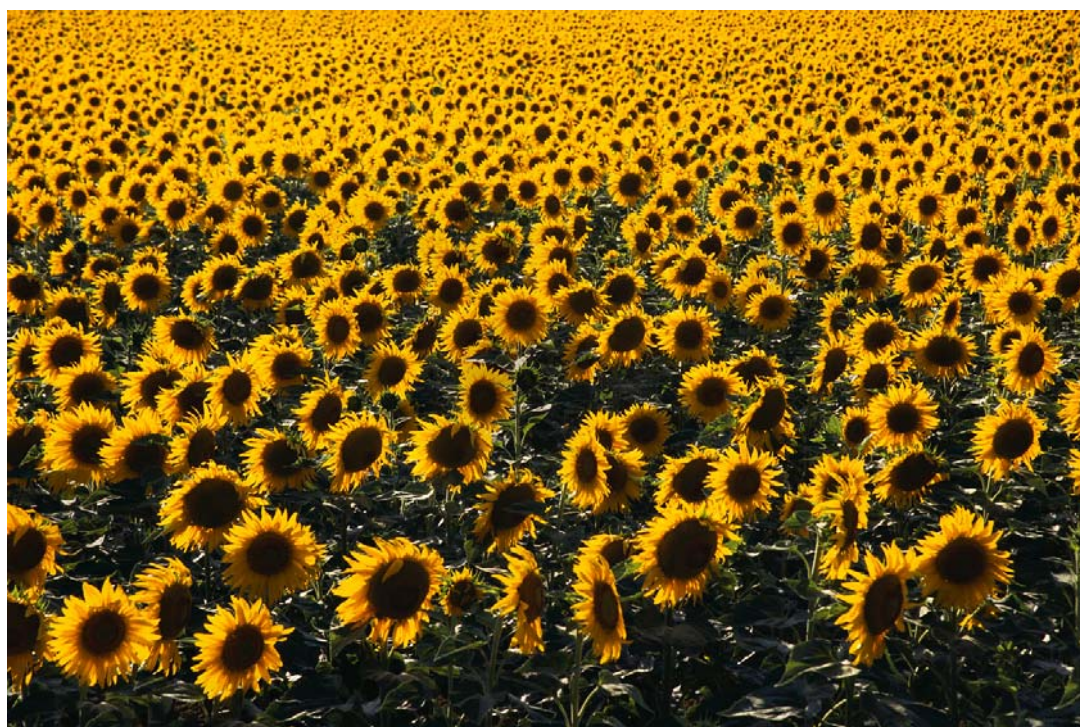
一般的に「教育」といっても、使われる場面によって意味・内容が「啓発」と重なり合う部分があり、明確に区別されるものではありませんが、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育・啓発推進法第2条に基づき、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報やその他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

4 基本計画の位置付け

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「伊佐市総合振興計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示すものです。

鹿児島県の人権の花『ひまわり』



第2章 人権教育・啓発の推進

前章で掲げた同和問題をはじめ、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動を踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ・人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる。
- ・自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるということの認識を深めることができる
- ・人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを越えて将来の世代も含めた人類全てという広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強くこれを実施する必要があります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 保育所（園）・幼稚園

（現状と課題）

保育所（園）・幼稚園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性をもった子どもの育成に努めています。

保育所（園）・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

（施策の方向）

今後とも、生活体験、心身の発達段階の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

2 学校

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなります。

(現状と課題)

- ・ 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して教育の機会均等を図り学力の充実や進路保障に努めています。
- ・ 家庭・地域社会や校種間等との連携を深め、人権教育の推進を図る必要があります。
- ・ 児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、十分な人権感覚を身につけていない実態があり、指導方法の工夫を図る必要があります。
- ・ 児童生徒のいじめ問題、障がいのある人の問題、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度を育成する必要があります。

(施策の方向)

- ・ 人権教育の取組を組織的・継続的に行うとともに、点検・評価・見直しを行い、教育活動全体を通じて人権教育推進体制の確立を図ります。
- ・ 互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組みを推進していきます。
- ・ 人権に配慮した教育活動を進め、校内暴力やいじめなどの行為が許されないという指導を徹底することで、規範意識を培い、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。
- ・ 社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動、自然体験活動、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者などとの交流活動等、多様な体験活動の機会の充実を図ります。

3 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。

また、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように[※]参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた研修を実施していきます。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、同和問題など様々な人権問題が存在しており、人権教育・啓発活動が不十分という指摘もあります。

したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズに合ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが求められています。

さらに、住民意識の都市化の進行等により自治会加入世帯が減少していくなど、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になりつつあるため、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として、一層充実させることが必要となります。また、市民の自主的な人権教育・啓発推進のための組織づくりやその活動を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の体験の域を出ず、発展的な学習が不十分と考えられるため、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等を持った学習プログラムを開発することが必要となります。

(施策の方向)

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を実施していきます。

- ・女性、高齢者、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため公共施設等の社会教育施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供していきます。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していけるよう、専門性を備えた指導者の育成に努めます。

- ・学習のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

- ・学校教育との連携を図り、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする、多様な体験活動機会の充実を図っていきます。

4 家庭

(現状と課題)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、

人権擁護委員、[※]民生委員・[※]児童委員などによる相談、問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。少子化や都市化・核家族化が進む中で、一方では親の過保護・過干渉、他方では、育児不安、しつけに対する自身の喪失などが見られ、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されています。そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場で学習したことが、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増えています。

(施策の方向)

子どもの人格形成を左右する家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見や差別心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する親の学習機会の充実や親への情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や子どもに関係する各機関、地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

5 企業・職場

(現状と課題)

企業（企業により構成される団体を含む）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域の雇用の場を確保する等、地域社会に深くかかわるとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

それと同時に、企業等の事業所は、[※]公正採用選考人権啓発推進員の設置を推進し、出身、性別などによる差別なく、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進など事業所として人権の尊重を確保することに努めているところです。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、出身、性別などによる差別なく、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組みが必要です。

特に、そこに働く労働者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、[※]雇用・労働条件や[※]労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、[※]法定雇用率の達成を目指すことが必要であり、今後一層、企業には取り扱う個人情報[※]を適正に収集・利用し、管理することが求められています。

(施策の方向)

地域社会の構成員でもある企業は、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、個人情

報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組みが推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

6 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員等、教職員、社会教育関係者、保健福祉関係者、^{*}マスメディア関係者等が人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員等

(現状と課題)

市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員等には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点にたって職務を遂行することが重要です。

そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権感覚の高い人間性豊かな職員の育成を図る必要があります。

(施策の方向)

市職員等に対しては、同和問題をはじめとした研修会を実施するとともに、各種研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場内研修や自己啓発を活用しながら、より高い人権意識の醸成に努めます。

また、地域社会における女性、子ども、高齢者、同和問題などの様々な人権問題の解決に向けて、公務員として積極的に役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 学校教育関係者

学校における人権教育の推進に当たっては、子どもの人権意識の高揚を図る上で、学校教育の担い手である教職員自らが豊かな人間意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

(現状と課題)

- ・ 校内では計画的に研修が実施され、研修形態を参加型にしたり、人権教育資料・人権教育指導事例集などを活用したりするなど、研修方法も工夫を図っています。
- ・ 市の小・中学校の担当者が、人権同和教育部会において学校間の情報や資料

の交換をしたり，共通実践のための研修を行ったりすることで，指導力の向上を図っています。

- ・ 個々の教職員によって，人権尊重の理念が十分に認識されていないことや人権同和教育に関わる指導力に差があることが指摘されています。

(施策の方向)

教職員については，各学校における日常的な研修・各種人権研修会への参加を基本としながら，教職員自身が様々な体験を通じて視野が広がるような機会の充実を図ることで，つぎのような観点から資質の向上を図っていきます。

- ・ 教職員の姿勢が人権教育の環境そのものという自覚と強い使命感を持つこと。
- ・ いじめ，障がいのある人の問題，同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること。
- ・ 人権教育に関する知識・技能を向上させることなど，実践力や指導力の向上を図ること。
- ・ 子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する技能の向上を図ること。

(3) 社会教育関係者

(現状と課題)

社会教育においては，社会教育関係者が，地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため，社会教育関係者に対しては，地域社会において人権教育に先頭に立って推進していく指導者としての資質の向上が求められています。

また，地域住民が個々の人権課題に関して正しく理解し，物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が不十分ではないかと指摘されています。

その克服のためには，地域社会において人権教育を指導，助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

(施策の方向)

社会教育関係者に対しては，地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに，専門性を備えた指導者としての資質の向上を図るため，研修の一層の充実に努めていきます。

(4) 保健福祉関係者

(現状と課題)

住民の最も身近な相談相手であり，子ども，高齢者，障がいのある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員，社会福祉施設職員等の保健福祉関係職員に対して，人権意識の高揚に向けた研修が大切です。

保健福祉関係者の日常業務は，人から人にサービスを提供することが基本であることから，常にプライバシーの権利をはじめ，様々な人権に対する深い理解と認識とともに人権に配慮した対応が求められており，引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

(施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めることともに、関係団体等における人権研修の充実に支援します。

(5) マスメディア関係者

(現状と課題)

マスメディアは市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力をもっています。

マスメディアは人権教育、啓発を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。

また、一方では、誤って報道された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

(施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して、市民に対する積極的な人権尊重の働きかけを行うように要請するとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

(6) 医療関係者

(現状と課題)

医師、歯科医師、看護師等の医療関係者は、人々の生命や健康の維持増進に直接関わる立場にあり、医療に関する高度な専門知識はもとより、患者の意志を尊重し患者本位の医療を提供することが求められています。

そのためには、患者のプライバシーの配慮など人権意識に根ざした行動・判断力が求められています。

(施策の方向)

医療関係者に対しては、[※]インフォームドコンセントの普及、徹底を図るとともに人権意識向上のための人権教育・啓発が推進されるよう、関係諸団体と連携を十分に図ります。

第3章 分野別施策の推進

わが国では、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策が推進されています。

しかし、依然として、私たちの身の周りには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等に関する様々な人権問題が存在しています。

最近では、北朝鮮当局による拉致問題等について、重要な人権問題として取り上げられるようになってきています。

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

社会的身分、^{*}門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。

また、これまでの人権問題として認識されていなかった犯罪被害者等の問題や情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組むことを目標として行います。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握、理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長課程にある学校教育においては、人権教育・啓発の手法として、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の具体的な人権問題に則した個人的な視点からも、学習を進めることが必要です。

その際、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、地域社会や家庭等と十分連携を図りながら推進していくことが大切です。

1 女性の人権問題

(これまでの経緯)

女性の地位向上を図るための取組みは、国連を中心に展開されており、昭和50年を「国際婦人年」に定め、メキシコシティでの第1回世界女性会議「国際婦人世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。

【女性の人権問題のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 50 年 (1975 年)	「国際婦人年」と定める	
昭和 52 年 (1977 年)	「国内行動計画」策定	
昭和 60 年 (1985 年)	「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 年 (1986 年)	※ 「男女雇用機会均等法」施行	
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界会議 (北京開催) で「北京宣言」が採択 (「女性の権利は人権である」と謳 ^{うた} われる。)	
平成 11 年 (1999 年)	※ 「男女共同参画社会基本法」施行 (男女の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮 ※ できる男女共同参画社会の実現を、「21 世紀のわが 国社会を決定する最重要課題」と位置付ける。)	
平成 12 年 (2000 年)	※ 「ストーカー行為等の規制に関する法律 (ストーカー 規正法)」施行	女性に対する暴力 などが表面化して きたため。
平成 13 年 (2001 年)	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する 法律 (DV防止法)」施行	

(現状と課題)

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、本市においてもセクシャル・ハラスメントや性暴力、配偶者・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)など、女性の人権侵害にかかわる実態が明らかになっています。

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な差別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習が根強く残っています。

女性が社会のあらゆる分野に参画し持てる能力や個性を十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直しや、女性の人権を擁護する防犯体制の整備、女性問題の相談体制整備等を図ることが求められています。

(施策の方向)

男女が社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 22 年度に「伊佐市男女共同参画基本計画・配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。女性に対するあらゆる形態の暴力は、私的生活で起こるか、公的生活で起こるかを問わず、女性の基本的人権の侵害であることへの認識を深めるため、啓発及び防止と救済に向けた環境整備に努めます。

また、女性の人権の確立のためには、産める可能性のある性である女性の「いつの時期に何人の子どもを産むか、あるいは産まないか」について自己決定権を中心とする[※]リプロダクティブ・ライツが、女性の人権の根底にあることへの認識の浸透

を図り、[※]リプロダクティブ・ヘルスにかかわるサービスの充実を図るとともに、女性の多様なライフスタイルに応じた健康支援に努めます。

さらに、メディアにおける「性の商品化」傾向や暴力表現に基づく性情報の氾濫は、女性の人権を著しく侵害するものであり、情報の送り手の側はもちろんのこと、受け手の側にもそれらの情報に対する人権尊重の視点にたった適切な判断力が求められます。そのため、従来の性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が平等に自由に行動・生活できるという視点にたった[※]メディア・リテラシー向上への取り組みを進めていきます。

2 子どもの人権問題 (これまでの経緯)

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
平成元年 (1989 年)	「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」採択 (子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的)	国際連合総会
平成 6 年 4 月 (1994 年)	「児童の権利に関する条約」を批准 (日本) (子どもの人権問題の解決に向け取組が進められたが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではなかった。)	
平成 11 年 11 月 (1999 年)	「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護法に関する法律」施行	
平成 12 年 11 月 (2000 年)	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 (子どもの人権問題の解決に積極的な取組が行われた。)	
平成 15 年 7 月 (2003 年)	「次世代育成支援対策推進法」施行 (次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に制定。)	

(現状と課題)

- ・ 児童虐待、いじめ等による暴力、援助交際や児童ポルノ等の性の商品化、さらには無抵抗な子どもを狙った無差別な暴力事件の増加というような子どもの人権を侵害する問題がいつ起きても不思議ではありません。
- ・ 子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成長できる環境づくりを推進する必要があります。

(施策の方向)

- ・ 子どもが、その意志が尊重され権利が保障されている環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するよう支援します。
- ・ 深刻化している児童虐待の問題については、虐待の早期発見、早期対応を図って

いくための、教育、保健、医療、福祉関係機関の十分な連携、虐待を受けた子どもに対するケア、大人に対する教育・啓発を推進します。

- ・子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域など社会全体で子育て家庭を支援するファミリーサポートセンターなどのシステム構築を推進します。

- ・青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに非行等問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう関係機関等の情報交換を推進し、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組みの充実を図ります。

- ・子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

3 高齢者の人権問題

(これまでの経緯)

人口の高齢化が世界的な規模で進んでいます。とりわけわが国の高齢化は、世界でも例を見ない速さで進んでおり、平成27年(2015年)には4人に1人が65歳以上の超高齢化社会が到来すると予測されています。急激な人口の高齢化は、保健、医療、福祉にとどまらず、国民の意識や産業構造、消費生活など社会のあらゆる分野に影響を及ぼすため、総合的な高齢化対策が必要となってきます。

【高齢化対策に関する国際的な動き】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 57 年 (1982 年)	「高齢化に関する国際行動計画」採択	国際連合主催の初めての世界会議(オーストリアのウィーンで開催)
平成 3 年 (1991 年)	「高齢者のための国連原則」採択	第 46 回国際連合総会
平成 4 年 (1992 年)	「国際行動計画」や「国連原則」をより一層広めることを促す	第 47 回国際連合総会
平成 11 年 (1999 年)	「国際高齢者年」(高齢者自身とすべての世代の行動年とすることを決定)	各国での高齢化社会到来に備えた取組に期待
平成 7 年 (1995 年)	日本では「高齢社会対策基本法」施行(「高齢社会対策大綱」を基本として、就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境などの対策が講じられる)	
平成 16 年 6 月 (2004 年)	痴呆高齢者の「痴呆」の呼称には蔑視的な意味合いが含まれていることから、「痴呆」の用語を「認知症」に変更	厚生労働大臣

(現状と課題)

本市の高齢化率は(総人口に占める65歳以上の人口割合)は、平成22年実施の国政調査によると35.6%に達しており、人口の高齢化は急速に進んでいます。

このような状況の中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭において、健康で生きがいを持って暮らしていくためには、長年培った知識と経験を生かし、自己実現が可

能となるよう社会参加活動の促進と経済的な自立を実現するために就業機会を確保することが求められています。

今後、寝たきりや認知症の高齢者、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯など、社会的な援助を必要とする人たちの急激な増加が予想されます。一方、核家族化や扶養意識の変化に伴い、家庭における介護機能が低下してきているため、在宅・施設等の両面において調和のとれた福祉・介護サービスの充実や環境づくりが大きな課題となっています。

また、福祉関係者への人権啓発や直接高齢者に接する高齢者施設等の職員への人権啓発も重要です。

機能が低下してきた高齢者に対する身体的・精神的な虐待や犯罪の防止、「老い」に対する偏見を払拭し、高齢者の人権についての認識と理解を深めるための教育、啓発推進する必要があります。

(施策の方向)

高齢者が寝たきりや認知症になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら住み慣れた地域で生活できるよう、福祉・介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上を目標とし、諸施設のバリアフリー化等安全対策にも努めます。

高齢者が地域社会において心身ともに健康を維持し、安心して生きがいをもって生活を送るために、高齢者の持つ優れた経験と知識を生かし十分活躍できるような土壌づくり、経済的自立ができるような雇用・就業機会の確保など、高齢者がいきいきと暮らせる施策の推進に取り組みます。

また、認知症等により判断力の十分でない高齢者等の権利を擁護するための事業・施策の推進を図り、高齢者に対する訪問販売や通信販売等による消費者トラブルの被害者の相談所の案内等、高齢者の人権が尊重されるよう努めるとともに、被害防止のための啓発活動を実施し、福祉関係施設での高齢者に対する虐待等も含めた総合的な相談体制の充実に努めます。

本市では、高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる社会、住み慣れた地域で共に助け合い支え合いながら安心して暮らすことのできる社会を目標とします。

4 障がいのある人の人権問題

(これまでの経緯)

【県のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
平成7年(1995年)	「県新障害者対策長期計画」策定	
平成9年(1997年)	「鹿児島いきいき障害者プラン(県障害者施策重点実施計画)」策定	平成9年度(1997年度)～ 平成14年度(2002年度)6か年間

県は、障がいのある人の生涯の各時期において、全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション

ン」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組みを進めてきました。

【国のうごき】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 56 年 (1981 年)	「完全参加と平等」をテーマに「国際障害者年」と定める	国際連合
昭和 58 (1983 年) ～ 平成 4 年 (1992 年)	「障害者のための国連 10 年」定める	※ 「ノーマライゼーション」を 理念とし、各国に障がい者施 策の推進を求める
平成 5 年 (1993 年)	「アジア太平洋障害者の 10 年」スタート	
平成 5 年 (1993 年)	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正（「障がい者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」を基本的理念として示す）	
平成 7 年 12 月 (1995 年)	「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 カ年戦略～」策定 （「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画として策定され数値目標を含む具体的な施策目標が示された。）	(平成 8 年度～平成 14 年度)

(現状と課題)

障がい者への差別や偏見は現在も行われており、嫌な思いをして生活している人がたくさんいます。

市では、市の広報誌、人権啓発看板などの各種広報媒体を通じ、啓発・広報活動を行っていますが、今後も様々な広報媒体や行事をとおして幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、障がいのある人について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

特に、精神障がいのある人や内部障がいのある人、または発達障がいのある人についての正しい理解や認識を広めていくためには、教育・啓発が大きな役割を担っており、学校をはじめ、家庭、地域社会、職場などの様々な場において教育や啓発活動を推進していく必要があります。

(施策の方向)

障がいのある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障がいのある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。

その際、障がいのある人が無理なく外出し、社会参加できる環境を整備するため、※バリアフリーやユニバーサルデザインを目指したまちづくりを推進します。

平成 16 年 (2004 年) 6 月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、従来の「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日～9日)へと拡大されました。これを受けて、国において「共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～」という啓発重点目標が設けられました。

また、平成18年（2006年）4月1日から「障害者自立支援法」が施行され、これまで、身体・知的・精神の障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供された福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとでの一元化が図られることになりました。

本市においても、市民が障がいのある人への関心と理解を深め、障がいの「ある・なし」にかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会を目指し、「ノーマライゼーション理念の普及」、「自立と社会参加の促進」、「リハビリテーション理念の普及」、「バリアフリー化の促進」という4つの基本目標を掲げています。

その目標を達成するために様々な課題が考えられますが、障がいのある人の社会参加を支援できるよう、各種事業、啓発活動を積極的に行います。

さらには、障がいのある人の権利を擁護するために、一人ひとりのニーズに対応した適切なサービスが利用できるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

5 同和問題 (これまでの経緯)

同和問題とは、昭和40年（1965年）に「[※]同和对策審議会」答申が出され、その中でその本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とし、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べられています。

この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「[※]同和对策事業特別措置法」を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の立法措置及び数次の法改正を行い、30年以上にわたり「実態的差別」「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。

これらの特別対策により、生活環境の改善をはじめとする物的面での格差は大きく改善され、平成14年（2002年）3月に法律が失効した後は、既存の一般対策で対応することになりました。

しかしながら、「心理的差別」の解消には、なお十分とは言い難い状況にあり、結婚差別や差別発言、差別落書等の差別事象が見られるほか、同和問題などを口実に企業などから不当に利益を得る「[※]えせ同和行為」などの問題があります。

このような産業、就労、教育等の残された課題解決については、現行制度で一般対策としての的確に対応することとなり、国をはじめ、県・市町村ともに協力・連携して差別解消に努めることとなりました。

(現状と課題)

近年、高度情報化社会に伴い、インターネット上の差別書き込みや電子版部落地名

総鑑の問題が発生しています。平成8年（1996年）の地域改善対策協議会の意見具申にある「依然として存在している差別意識の解消，人権侵害による被害の救済等の対応，教育，就労，産業等の面でなお存在している格差の是正，差別意識を生む新たな要因を克服するための施策」を適正に実施することは，今日においても変わらない課題です。

差別意識の解消を図るに当たっては，これまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ，すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら，早期の解決を図るために取組みを進めなくてはなりません。

（施策の方向）

同和問題の解決のための今後の人権教育・啓発の活動の展開方向については，平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会意見具申において，「国や地方公共団体はもとより国民一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには，基本的人権を保障された国民一人ひとりが自分自身の課題として，同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を，人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという，広がりをもった現実の課題である。」

また，「今後，差別意識の解消を図るに当たっては，これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ，すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育，人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で，同和問題を人権問題の重要な柱として捉え，この問題固有の経緯等を十分に認識しつつ，国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と述べられています。

本市においても，このような認識や考え方を尊重し，市民がその発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する正しい理解を深め，非合理的な因習的意識を改め，それを克服できるように学校教育，社会教育をはじめ，様々な啓発活動などの多様な機会や手法を通して，差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動を推進します。

また，人権啓発及び住民交流の拠点である，大口富士福祉館，菱刈人権文化センターが開かれたコミュニティセンターとして地域住民をはじめ，多くの市民の方々に学びや交流の機会を提供し，参加と対話を通して同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解や認識を深める場となるような環境づくりに努めます。

6 外国人の人権問題

（これまでの経緯）

人種や民族に対する差別は，「国連憲章」や「世界人権宣言」にうたわれている人間の尊厳と権利についての平等を否定するものですが，1950年代になっても，世界では人種をめぐる深刻な問題が表面化しました。

わが国では，「外国人登録令」，「出入国管理令」，「外国人登録法」の制定等により外国人法制が確立し，外国人労働者に対して門戸が閉ざされる一方，在日韓国・朝鮮人は管理規制の対象とされました。

しかし，「国際人権規約」の批准を契機に，外国人の管理規制に重きを置いてきた外国人規制のあり方にも見直しが迫られるなど，人権意識の高まりにより外国人差別への取組みが大きな盛り上がりを見せました。

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 40 年 (1965 年)	「人種差別撤廃条約」採択	国際連合
平成 7 年 (1995 年)	「人種差別撤廃条約」を批准	日本
昭和 22 年 (1947 年)	「外国人登録令」制定	
昭和 26 年 (1951 年)	「出入国管理令」制定	
昭和 27 年 (1952 年)	「外国人登録法」制定	
昭和 54 年 (1979 年)	「国際人権規約」批准	

(現状と課題)

※グローバル化の進展に伴い、海外からの入国者やわが国に暮らす外国人の数は増加傾向にあります。本市においても同様の状況にあり、日常生活の中で、外国人と接する機会が増え、国際交流が進む一方で、文化や生活習慣の違いから生じる誤解や偏見による外国人差別が指摘され、相互理解が不十分であることによる様々な問題も発生しています。本市の外国人登録者数は、平成 23 年 (2011 年) 4 月現在で 75 人となっています。外国文化や生活の多様性を理解し、人種や国籍にとらわれず、外国人をひとりの人間として尊重する精神を養うことが大切です。

(施策の方向)

異なった言葉や習慣、価値観をもつ人々の文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識をもつことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会教育における国際理解教育、人権教育、社会における人権啓発活動を推進します。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

(これまでの経緯)

HIV感染者は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾病であり、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ (AIDS) と呼んでいます。

エイズは、アメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にありますが、その後、日本でも国民に身近な問題として急速にクローズアップされてきました。

本市においても、関係機関と連携をとりながら、市民への啓発活動を実施してきました。小中学校においては、学校活動や体育科・保健体育における性教育の一環として、児童生徒の発達段階に応じて「エイズ教育」の推進を図ってきました。

その際、感染経路や日常の生活においては簡単に感染しないこと等を正しく理解させるとともに、エイズ患者やHIV感染者の人権を配慮した人間関係が築けるような接し方に努めています。

また、「らい菌」による感染症であるハンセン病は、らい菌に感染しただけでは発

病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療方法が確立しており、遺伝病ではないことも判明していますが、従来、わが国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。この隔離政策は、「らい予防法」においても引き続き維持され、「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく強制隔離政策は終結しますが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況にありました。

こうした中で、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決が下され、これが大きな契機になって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされました。

現在、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失保障や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

【エイズ】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 56 年 (1981 年)	エイズ (最初の症例が報告される)	アメリカ合衆国
昭和 60 年 3 月 (1985 年)	日本で最初の患者が発見される	
昭和 63 年 (1988 年)	12 月 1 日を「世界エイズデー」と定める (エイズの「蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消」を図る)	世界保健機構 (WHO)
平成元年 (1989 年)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」 (エイズ予防法) 施行	
平成 11 年 (1999 年)	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 (感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を一つの理念)	

【ハンセン病】

年 号 (西暦)	出 来 事	備 考
昭和 28 年 (1953 年)	「らい予防法」改正	
平成 8 年 (1996 年)	「らい予防法の廃止に関する法律」施行	
平成 13 年 5 月 (2001 年)	ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決	
平成 15 年 (2003 年)	* ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が発生	

(現状と課題)

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んでいます。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断診察のほか、職場拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。しかし、H I V感染は感染経路が特定していて、感染力もそれ程強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り感染を恐れる必要もなく、エイズ患者やH I V感染者に関する正しい知識を広く普及させることが必要です。

小中学校においては、性教育の一環としてエイズ教育を推進し、発達段階に応じ正

しい知識を身につけることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する必要があります。

ハンセン病の問題については、長期間にわたる隔離政策により、施設入所者の多くは、家庭や親族などとの関係が絶たれ、また、入所者自身の高齢化により病気が完治した後も施設に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり、未だに、社会に根強く残る患者や元患者に対する偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させることが必要です。

(施策の方向)

教育・啓発活動の推進

・エイズ教育の推進

小・中学校においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育（性教育）を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を高めるための研修の充実を図ります。

・啓発活動の推進

関係機関などと連携し、エイズなどの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

8 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権について、社会的関心が高まってきています。犯罪被害者等は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るために、平成17年（2005年）4月には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

しかし、犯罪被害者等に対する無責任な噂や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材などによる二次的被害に苦しんでいるのが実情です。これらの問題を解決するために、社会全体で支え合うことのできる体制を構築していく必要があります。そのためには、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう啓発を進める必要があります。

(2) インターネットによる人権侵害

近年の社会環境の急激な変化の一因に、インターネットの普及があげられます。私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であることなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権に関する問題が多数発生しています。

このため、平成14年（2002年）5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に被害者が^{*}プロバイダ等に対して発信者情報の開示請求する権利を

与えることが規定されています。また、平成16年（2004年）10月には、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が改定されました。

こうした法的措置の周知を図るとともに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

学校においては人権尊重の意識を高揚する啓発活動を推進するとともに、社会生活の中で、情報や情報技術が果たしている役割や、及ぼしている影響について理解を深め、情報の収集や発信における個人の責任や、携帯電話及びインターネット等を利用する上でのルールやマナーを尊重する態度の育成を図ります。

（3）北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権

平成14年（2002年）9月の一回目の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。しかし、未解決の被害者の方々については、いまだ北朝鮮当局より十分な情報提供はされておらず、安否不明のままです。

平成16年（2004年）5月の二回目の日朝首脳会談を経て、5人の被害者の家族の来日・帰国が実現しました。

しかし、同年11月に北朝鮮から拉致被害者のものとして提出された「遺骨」から、本人のものとは異なると考えられるDNAが検出され、また、その他の被害者についても、情報・物証が十分提示されないなど、北朝鮮の説明は受け入れられるものではなく、その対応には誠意がまったく見られませんでした。

平成18年（2006年）2月に日本は改めて北朝鮮に対し真相究明等を目指した再調査、拉致実行犯の引渡しなどを強く要求しましたが、北朝鮮は、同年7月弾道ミサイル発射、10月核実験実施を発表しました。これに対し日本は、制裁措置を実施していますが、北朝鮮が拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せていないことも、措置の理由となっています。

平成18年（2006年）6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この中で、毎年、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。また、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定められています。

拉致は決して許されない犯罪行為です。その早期解決に向けて、今後も、国・関係地方団体と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害についての関心と認識を深める啓発・広報などの取組に努めます。

（4）その他の重要課題

これらの他にも、社会には多様な人権問題が存在します。刑を終えて出所した人への差別や偏見、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題、アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。

このため、これらのことも踏まえながら、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

第4章 計画の推進

1 推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育及び人権啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした「伊佐市人権擁護推進協議会」を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

2 指導者の育成

人権教育・啓発の効果的な推進に当たっては、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深めるため、市民の身近なところで人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。そのため、地域で活動している指導者や本市の人権分野の指導員、相談員などを対象に、体験的、実践的手法を取り入れた研修会や交流会を実施するとともに、次世代を担う新たな地域指導者の人材発掘に努めます。また、指導者に対する積極的な情報提供などを行うなどして、その活動を支援します。

3 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、優れた指導者とともに効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。そのため、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、県との連携の下、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の選定・収集に努め、保育所、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の選定に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れられてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を引き起こしたりするなどの工夫に努めます。

4 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。学校・地域社会・家庭での人権教育の推進については、教職員で組織する「伊佐市人権・同和教育研究協議会」をはじめ、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者・子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極的に活用するとともに、[※]憲法週間（5月1日～7日）、[※]人権強調月間（8月）、[※]人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的に取り組み、人権尊重に関する社会的気

運の熟成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫します。

※
人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発や講演会等が、多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

5 県、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、県、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

本市においては、多様な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。特に人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている霧島人権擁護委員協議会や霧島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

※
さらに、NPOなどによる住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPOなどが活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPOなどが、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

6 基本計画の進行管理と見直し

この基本計画は、「伊佐市人権擁護推進協議会」のもと、その進捗状況と効果について定期的な評価を行い、その結果を本市の様々な行政施策の推進に反映させるとともに、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

あ行 インフォームドコンセント (Informed Consent)

患者に対する情報の提供と患者の合意。

ウィーン宣言及び行動計画

第2回世界人権会議において、「すべての者の人権及び基本的自由が普遍的であることを確認し、人権教育の重要性を強調して採択。「人権教育のための国連10年」の必要性を提起。

エイズ (Acquired Immuno Deficiency Syndrome)

後天性免疫不全症候群のこと。HIV感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々病気（症候群）の総称。

HIV (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、その免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。

これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和問題関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

NPO (Non Profit Organization)

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体をさす。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年（1998年）12月1日に施行された。

か行 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害のある人が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

グローバル化 (Globalization)

これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程をいう。「地球規模化」それから、今日では「運輸と通信技術の爆発的な発展や冷戦崩壊後の自由貿易圏の拡大によって、文化と経済の国境にとらわれない貿易が促進すること」も指している。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの一週間。

公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障され雇用の促進を図るため、地方労働局が、一定規模以上の事業所等に選任を勧奨している。事業所等における公正な採用選考システムの確立、同和問題などの人権問題に関する正しい理解と知識の徹底、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進する。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、平成2年(1990年)。「平成12年(2000年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機構(WHO(World Health Organization)) 専門家委員会によって決められた疾病郡分類。WHOは定期的な完全な一覧表の改訂版を刊行している。書名は“疾病、傷害及び死因国際統計分類提要”という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和54年(1979年)。

国際障害者年

障害のある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和56年(1981年)。

国際人権規約

昭和41年(1966年)12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的管理に関する国際規約(社会権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、平成元年(1989年)に④市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が選択された。国際人権規約は、これ

ら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文章である。わが国は、①及び②の両規約について、昭和54年(1979年)6月に批准し、同年9月に効力を発生したが、③及び④の両選択議定書については批准していない。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。昭和50年(1975年)

雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

さ行 参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気付きや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元年(1989年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、平成6年(1994年)4月に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年(2000年)12月、人権教育、啓発をすることを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、平成7年(1995年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年(1997年)7月には、国内行動計画を策定。

人権養育のための世界プログラム

平成7年(1995年)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が平成16年(2004年)末で終了することを受けて、平成16年(2004年)12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極

的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年（2005年）1月1日から開始することを全会一致で採択。

人権強調月間

鹿児島県と伊佐市では、同和対策審議会答申が出された8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権啓発活動を集中的に実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

昭和23年（1948年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）とすること。

人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

人権擁護施策推進法

平成9年（1997年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備しつつ、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成11年（1999年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、平成13年（2001年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれの答申が出された。

ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ等法律に定める類型の好意をすること）を反復してすること。

性自認

人間は、自分の性が何であることを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを性自認という。

性別適合手術

Sex Reassignment Surgery (SRS)、又は Gender Reassignment Surgery (GSR) の略語であり、性別再割当手術とも約される。性自認に合わせて、外科的手術

により外性器などの形態を変更することを意味する。一般的には性転換手術（Sex Change Operation）と言われているが、日本精神神経学会の正式誤訳としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

世界エイズデー

昭和 63 年（1988 年）に世界レベルでのエイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して 12 月 1 日を設定。

世界人権宣言

昭和 23 年（1948 年）12 月に国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界保健機構（WHO、World Health Organization）

全人類の最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

た行 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年（1999 年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。昭和 61 年（1986 年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。平成 9 年（1997 年）にセクシャル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正（平成 11 年（1999 年）4 月より施行。）

同化政策

力を持つ民族が、弱い民族（もしくは集団）に対して自らの文化伝承を受け入れるよう強いる政策をいう。

同和对策事業特別措置法

昭和 44 年（1969 年）に成立。同和地区の生活環境の改善，社会福祉の増進，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化を図り，同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和 40 年（1965 年）8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ドメスティック・バイオレンス (DV、Domestic Violence)

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

な行 ノーマライゼーション (Normalization)

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がいのある人の福祉の重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を備えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行 バリアフリー (Barrier Free)

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている文化・情報面、制度面、意識面等の障壁の除去という意味でも用いられる。

ハンセン病

明治 6 年（1873 年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい病」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

平成 15 年（2003 年）11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立診療所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本のホテルから宿泊を拒否されたという事実が発生したという問題。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制の対象とされる。

北京宣言

平成 7 年（1995 年）9 月、北京で開催された第 4 回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のものと開かれた会議）では、実質的な男女平

等も推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など 38 項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択された。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。

ま行 マイノリティ (Minority)

社会的少数者。人権問題・差別問題で、被差別の立場に置かれている人たちのグループを指します。

マスメディア (Mass Media)

新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体（メディア）のこと。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するもの。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

メディア・リテラシー (Media Literacy)

情報を主体的に読み解き活用する力。

門地 (もんち)

一般的に家柄 (いえがら) と同義。個人的価値よりも家を重視し、家系の継承と永続を尊重する伝統的な日本の社会において、個々の家の過去の社会的勢力を評価基準として家単位になされる社会的格付けをいう。

門地には上下的な家々の位置関係のうち、特に高い評価を与えられた一群の家々の集合体、すなわち門閥 (もんばつ) の意味が含まれている。

や行 ユニバーサルデザイン (UD、Universal Design)

バリアフリーが障害によりもたらせるバリアに対処するという考え方であることに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境、製品などをデザインする考え方。

ら行 リハビリテーション (Rehabilitation)

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプ

プログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方。

リプロダクティブ・ヘルス (Reproductive Health)

性と生殖に関する健康。

リプロダクティブ・ライツ (Reproductive Rights)

性と生殖に関する権利。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

わ行 ワークショップ (Workshop)

もともとは「作業場」「工房」などの意味。Work(体を動かす)+Shop(自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。受身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識をもって参加することが望まれている。

世界人権宣言

1948年12月10日採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊重とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合に

は、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、

また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有

する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(昭和二十一年十一月三日憲法)

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければ

ならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権が擁護されるまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、市政のすべての分野にわたり必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 すべての市民は、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市は、施策及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議会の設置)

第 7 条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権施策に関する重要事項について審議する機関として、伊佐市人権擁護推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。この場合において、男女の数に均衡を失しないように務めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係機関及び団体の代表

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 協議会の運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命された協議会の委員の任期は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊佐市人権擁護に関する条例(平成 20 年伊佐市条例第 132 号)第 7 条第 6 項の規定に基づき、伊佐市人権擁護推進協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査、審議するとともに、市長の諮問に答申し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動の充実に係る事項
- (2) あらゆる差別を撤廃するための施策の推進に係る事項
- (3) 市民の意識調査の実施と結果の集約に係る事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、重要な施策に係る事項

(平 21 規則 36・追加)

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(平 21 規則 36・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 21 規則 36・旧第 3 条繰下)

(関係者の出席)

第 5 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(平 21 規則 36・旧第 4 条繰下)

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民課において処理する。

(平 21 規則 36・旧第 5 条繰下)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 21 規則 36・旧第 6 条繰下)

附 則

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 17 日規則第 36 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。